

# 令和5年度 社会福祉法人日の出善隣館 事業計画

## I はじめに

新型コロナウイルス感染症発生から3年が経過しました。国でも感染症としての見直しがなされ、令和5年5月には5類として分類され、インフルエンザと同じ取扱いになります。分類は変わっても、今後もコロナと付き合いながらの生活が続くこととなります。子どもたちを預かる施設として、感染防止を最優先に取り組みながらも、「新しい生活習慣」に沿って、可能な限り普段の生活に近い過ごし方を考え、子どもたちはもちろんのこと、子どもたちを支援する職員を含め、適切な対応を常に考え、施設の運営を行います。行事や研修も、今までと同様に、国内、県内、市内の感染状況により、適切に対応して実施していきます。

また、令和5年2月に受審した4回目の第三者評価の結果を基に施設運営や子どもたちへの支援の見直しと改善を進めるとともに、「福井県社会的養育推進計画」の中で家庭養護優先の原則に基づき掲げられている事項については、社会福祉充実計画3年目の内容も含めて、引き続き積極的に取り組んでいきます。そのために、職員の意識改革と資質、専門性の向上に更に努め、単に施設内でのことだけでなく、**地域での施設のあるべき姿も考え、可能なことから取り組んでいきます。**

私たち、偕生慈童苑の職員は、「子どもを慈しみつつ偕に生かされていく」という共生の考えを常に念頭に置き、報恩感謝の生活等、仏教の教えを生かしながら、子どもたちが心身ともに健康に育つように日々のケアに努め、社会的自立に向けて全力で支援していきます。また、付置施設であるおくえつ児童家庭支援センターとの連携を図りながら、**地域の子育てを積極的に支援できるよう努めます。**

そこで、今年度は、重点課題として下記のことに取り組めます。

- ①子どもたちの生命と人権を守り、新型コロナウイルス感染予防対策をし、安全に安心して生活を営むことができるよう支援します。
- ②子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障し、子どもの最善の利益の実現を目指します。
- ③職員の人材確保を目指し、実習生・体験見学・ボランティアを**積極的に受け入れます。**
- ④職員の資質向上・意識向上のために研修計画を作成して、積極的に取り組めます。
- ⑤**地域小規模児童養護施設（GH）について具体的な計画を検討するとともに里親支援や地域で施設のあり方（地域支援）を考え、取り組めます。**
- ⑥運営状況の適宜公開や監査を継続して受けることを通して、信頼性と透明性を保ち、健全な施設経営を進めていきます。

これらに基づいて下記の事業に取り組めます。

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 第1種社会福祉事業 | 児童養護施設 偕生慈童苑         |
| 第2種社会福祉事業 | おくえつ児童家庭支援センター めぐみ   |
| 第2種社会福祉事業 | 子育て短期支援事業（大野市・勝山市提携） |

## II 施設運営：児童養護施設 偕生慈童苑

### 1 目的

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所したものに対する相談その自立のための援助を行うことを目的とする施設。(児童福祉法第41条)

### 2 基本理念

仏教の教えに基づき、共に生き、共に助け合い、共に喜びあい、共に成長する生活を通して、児童が自立していくための支援を行うことを目的とする。

### 3 養育目標 健全な社会の一員となるよう支援する。

- ### 4 生活目標
- ・明るい挨拶をしよう。(挨拶)
  - ・感謝の気持ちを持とう。(感謝)
  - ・自分を振り返ろう。(内省)

- (仏の子のちかい)
- 1 仏の子は すなおにみ教えをききます。
  - 2 仏の子は かならず約束をまもります。
  - 3 仏の子は いつも本当のことをいいます。
  - 4 仏の子は にこにこ仕事をいたします
  - 5 仏の子は やさしい心を忘れません。

### 5 養育方針 『子どもを慈しみつつ偕に生かされていく』

- (心構え)・子どものSOSや表情・言動・身の回りの変化に気づき対応しよう。
- ・子どもの心に寄り添い、子どもの声に耳を傾けよう。
  - ・子どもの気持ちを思いやり、信頼関係を築こう。

(実践方法) Thing to do (すべきこと)

- ・子どもたちが気持ちよく安心して成長していける環境づくり
- ・子どもたちが互いに信頼し合い、愛されていることを実感できる関係づくり
- ・子どもたちが自己肯定感を育み、自立に向けて努力できる環境づくり

### 6 施設概要

(1) 入所児童 定員32名 暫定定員 29名 在籍児童数 17名(充足率53%)

	幼稚園等			小学校						中学校				高校			延長		合計		
	未 満	幼 稚	小 計	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	小 計	1 年	2 年	3 年	小 計	1 年	2 年	3 年	小 計		延 長	小 計
男	0	0	0	0	0	0	4	1	1	6	1	0	0	1	1	0	2	3	0	0	10
女	0	0	0	0	1	2	1	0	0	4	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	7
計	0	0	0	0	1	2	5	1	1	10	2	0	0	2	1	1	2	4	1	1	17

(令和5年4月1日予定)

## (2) 1日の暮らし

	起床	朝食	登校	昼食	おやつ	夕食	就寝
週日	6:40	7:00	7:35	——	——	18:00	21:00
休日	7:00	7:20	——	12:00	15:00	18:00	21:00

## (3) 主な年間行事計画

4月	入進学祝い会、篠座神社春季祭礼、	夕食作り	自然観察会
5月	大野名水マラソン参加、花苗植え（民生委員児童委員） 花祭り・降誕会	夕食作り	自然観察会
6月	福祉ふれあい祭り、本派クラブ研修会	夕食作り	自然観察会
7月	各種イベント参加、子どものお盆	夕食作り	自然観察会
8月	本派クラブ児童念仏奉仕団、夏休み帰省（8/1~8/16）、 おおの城まつり、自然体験活動参加	夕食作り	自然観察会
9月	各種スポーツ大会参加	夕食作り	自然観察会
10月	慈童苑祭（民生委員児童委員）	夕食作り	自然観察会
11月	文化祭作品展示、報恩講	夕食作り	自然観察会
12月	餅つき会、クリスマス会、正月帰省（12/23~1/5）	夕食作り	自然観察会
1月	初詣、正月行事、雪遊び（幼児）、スキー教室	夕食作り	自然観察会
2月	節分豆まき、おやつ作り、本派クラブ研修会、涅槃会	夕食作り	自然観察会
3月	ひな祭り（民生委員児童委員）、就職・進学激励会	夕食作り	

安全点検と避難訓練は毎月実施 誕生会（各ユニットごとに各自の誕生日）  
農業体験活動や卒苑生から話を聞く会等を適宜計画実施

## (4) 職員構成

(令和5年4月1日予定)

職種	施設長	事務	FSW	個別	CW	心理士	調理員	委託医	パート	合計
男	1	2	0	0	6	0	0	(1)	1	10
女	0	0	1	1	5	1	3	0	4	15
計	1	2	1	1	11	1	3	(1)	5	25

## (5) 職員勤務時間

&lt;CW、FSW、個別&gt;

日勤 9:00~18:00  
 早番 6:30~15:30  
 遅番 12:00~21:00  
 宿直 15:00~23:00  
 明け 6:00~12:00

&lt;調理員&gt;

日勤 9:00~18:00  
 早番 6:00~15:00  
 遅番 9:00~19:00

(6) 健康管理

- ア 健康診断 年1回(全職員) 特定業務職員は更に1回
- イ 細菌検査 年12回(調理員) ノロウイルス検査(10月~3月)
- ウ ストレスチェック(年1回以上:厚労省「こころの耳」利用)
- エ 健康診断票に基づいて個別面接(年1回)

(7) 職員会議・その他の会議

- ア 事務局会議(月1回) 理事長、事務長、苑長、関係職員が参加、法人運営協議
- イ 全体職員会議(月2~3回)
- ウ 運営委員会(必要時、適宜開催)
- エ 連絡会(毎朝)  
各ユニット、めぐみ、調理室、事務室から1名以上の出席を原則とする
- オ ユニット会議(月3回程度)
- カ 献立会議(毎週1回)
- キ 各種係会議(適宜)
  - ・行事、広報係、保健係、給食係、学習係、被服係、児童会係、
  - ・防災係、実習生等係、ボランティア係、研修係、福利厚生係
- ク グループ会議(年4回程度) 職員を2グループに分け、施設の課題に取り組む
- ケ 仏教委員会: 仏教的行事の計画及び運営
- コ 施設改善班活動(月1回程度)

(8) 研修計画 開催会場での集合研修およびWEB研修への積極的な参加

- ・職場研修年3回全職員(外部講師) ①不審者・防犯 ②プライバシー ③情報管理
- ・指導研修(児童相談所から講師を招聘し定期的研修: 問題行動対応、事例等)
- ・中堅・上級職員研修、リーダー研修(外部研修を含む)
- ・FSW研修(外部研修に必ず参加)
- ・発達障害に関する研修(外部講師)
- ・県内外施設研修(施設見学と研修): 地域小規模児童養護施設を中心にして
- ・全養協、中養協及び各種団体による資質向上のための研修会
- ・CSP研修会(施設内研修7回講座およびフォローアップ研修、資格取得)
- ・ケース検討会(児童相談所、スクラム福井、特別支援教育センター等)
- ・浄土真宗本願寺派全国児童養護施設連絡協議会 福井大会 の開催(6月)

(9) 退職・福利厚生

- ・退職共済制度加入
- ・社会福祉協議会従事者共済会加入
- ・再雇用制度の周知と利用の促進

7 生活支援

生活支援については、児童の最善の利益と権利擁護及び発達保障のための養護・養育を念頭に、安心・安全な環境を維持し、家庭的な雰囲気を生み出すことにより、「当たり前の生活」を保障し、心身の安定を目指します。また、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養っていきま

す。その中で、関係機関と連携し、入所前から入所中、社会自立支援、退所後までの継続した養育および家族再統合のための支援をします。

(1) 人権擁護・被措置児童虐待防止、入所児童の安心・安全の確保

- ・「子ども権利ノート」を全員に配布し、権利について正しく理解できるように分かりやすく説明します。(年1回)
- ・子どもが自分を守るための知識や具体的な方法及び人権について学齢に合わせて学習する機会を設けます。(人権教育)
- ・相談したり、意見を述べたい時には、直接職員に言ったり、電話や手紙、意見箱(各ユニット設置)や目安箱(本館設置)で申し立てることができることを周知します。  
(4月に説明)
- ・意見箱や児童会を定期的に関くことにより、児童の意見表明の場を保障し、児童の意見や意向を聴取し、児童の支援に反映します。(意見箱：毎日点検、児童会：月1回)
- ・苦情の申し立てがあった場合、苦情受付担当者、苦情処理責任者、第三者委員などの苦情解決の体制を通じて、改善等の対応をします。なお、希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明するようにします。
- ・人権侵害、被措置児童虐待等が発生しないよう、倫理意識の定着を図るため、人権擁護等についての研修を実施し、職員の教育に努めます。(年1回)
- ・人権擁護・被措置児童虐待に関する自己点検を実施し、日常の業務の振り返りと意識向上に努め、日頃から権利侵害や虐待を見逃さないような環境を作ります。(年4回)

(2) 生活の支援

- ・小規模グループケアを通して、温かみと心の安らぎがある居場所づくりをします。
- ・各児童に担当者を1～2名つけ、個々の児童を大切に、職員との個別関係を重視し、責任を持って、丁寧でより細やかな支援をします。
- ・一人一人の心身の成長に応じて、基本的な生活習慣の確立や生活の自主管理及び自立を目指した支援をします。
- ・児童・職員共にユニットの在り方を考え、工夫や努力をして、みんなが互いを大切に、明るく楽しい生活ができるようにします。
- ・児童相談所の個別援助指針及び苑内でのアセスメントを基に、児童自身の意向や課題を把握し、支援目標や支援方法を明確にした自立支援計画を立て、定期的に評価、改善をし、よりよい支援をします。(評価：学期末各1回)
- ・養育の標準化を図るため、養育支援マニュアルを作成・整備を進めます。
- ・子どもの発達段階に応じて、金銭教育を実施し、買い物などを通して金銭の管理と使い方などの金銭感覚が身につくように支援します。(金銭教育：年1回)

(3) 子どもたちの活動の充実：自己肯定感や非認知能力の育成のために

- ・自然観察会、キャンプなど自然と触れ合う活動や児童の要望に応じた苑内での活動、仏教的行事、慈童苑祭等を通じて、健康で心豊かな児童を育てます。
- ・職員と児童が共に有意義な時間を過ごせるような活動(行事)を工夫し実施することにより、自己実現を達成できる経験を増やします。
- ・児童会活動を充実することにより、児童の自治意識を高め、自主的な活動や状況に応じた自分たちの生活について考えることができるようにします。
- ・年齢に応じてお手伝いや調理の活動を取り入れたり、定期的に夕食作りをしたりす

ることを通して、自己有用感を養うとともに、自立に向けての食に関するスキルを身に着けられるようにします。(夕食作り：月1回)

(4) 健康管理と促進

- ・学校の健康診断の他、苑の健康診断を定期的実施し、児童の健康管理をします。
- ・ユニット内だけでなく、苑庭や隣接の施設で体を動かす遊びを意図的に生活の中に取り入れます。
- ・感染症や食中毒の防止のため、食事前や排泄後の手洗いを徹底します。
- ・職員が性について正しく理解し対応するために、性教育の研修会を実施します。また、集団あるいは個別に子どもたちを対象にした学習会を実施します。(年1回)

(5) 社会性を身に着けるために

- ・人と人の出会いを大切し、社会性豊かな児童を育てるために、学校や地域の行事への積極的な参加を促すとともに**児童と地域社会の交流活動**を実施します。(年2回)
- ・地域の奉仕活動、祭礼等の行事に児童、職員共に参加します。
- ・学校と連携し、希望に応じて職場体験、職場実習、アルバイト等の就業体験を積めるよう支援します。
- ・苑独自で市内の企業等に依頼し、職場体験や実習を実施し、職業観を育みます。(長期休業中に実施)

(6) 退所後の自立支援の充実

- ・退所を迎える児童について**児童相談所と連携し退所支援計画書**を作成し、それに基づいて退所に向けての適切な支援をしていきます。
- ・家庭支援専門相談員(FSW)を中心として、関係機関と連携し、退所後の自立に向けての支援体制を作り、いつでも相談できる退所後の支援につなげます。
- ・退所前の高校生を対象として、自立訓練室を利用した一人暮らしを体験するプログラムを作り、実施します。
- ・高校生を対象として、外部講師を招いて社会スキルを身に着けるためのプログラムを実施します。(郵便局、銀行、ファッション、美容、調理、市役所、病院等)

(7) 子どもたちへの心理的な支援

- ・様々な困難な生活環境を生き抜いてきた児童の中には心理的援助を必要とする児童も少なくありません。そのような児童に対して、カウンセリングを中心とした心理療法や心理検査を実施し、処遇の向上と心理的ケアの充実を図ります。
- ・心理士とCWとの連携を密にし、児童への関わりを広げ、発達段階に応じて愛着形成や信頼関係の構築ができ、より適切な対応ができるようにします。
- ・子どもたちの抱える心理的問題への理解を深める研修を実施する。(年1回)
- ・**ライフストーリーワーク(生い立ちの整理)**に取り組み、子どもの発達に応じて、出生や生い立ちを適切に知らせ、自分の生についてのアイデンティティを持てるようにします。(研修：年1回)
- ・心理対応のための心理治療室等の施設整備を継続して検討していきます。

(8) 学習支援

子どもたちが、高校卒業後自立するには社会的生活力とともに様々な困難を乗り越える力や生活を支えるための知識を身に着けることが必要です。特に、学齢期においては、各段階に応じて必要とされる学力を着実に身に着けていくことが肝要です。

- ・子どもたちに学習環境を保障するために、施設内に学習室を設定するとともに学習を支援して下さる学習ボランティア・指導員の確保に努めます。
- ・塾や家庭教師についても検討をします。
- ・漢字検定、英語検定、高校生の各種検定に挑戦することを積極的に支援します。
- ・整備されたネット環境を利用して、児童がリモートでの学びを確実にできるようにしていきます。

#### (9) 家庭復帰の促進と家庭支援

子どもたちは、様々な事情があり、保護者と分離した生活を余儀なくされています。言葉にははしませんが、心の中では、一日も早い家族との生活を望んでいます。

- ・子どもたちの思いを大切にしながら、入所児童、保護者、児童相談所等関係機関と連携し、家庭支援専門相談員を中心に、入所児童の早期家庭復帰を図ります。
- ・家庭復帰後の児童のすこやかな育ちを支援するため、保護者指導を含め家庭指導を関係機関と連携して進めます。
- ・親子関係再構築のための支援方法やペアレントトレーニングの方法を学び、支援に生かしていきます。(研修：年1回)

### 8 養育・支援の向上のために

#### (1) 職員意識の向上

- ・報告・連絡・相談の徹底を図り、責任と継続性のある業務を日々行います。
- ・日常業務の在り方を検証し、標準化を図るため、業務マニュアルを策定します。
- ・各職員の役割を明確にし、役割を理解し、責任をもって円滑に業務を行います。
- ・支援技能の向上を図り、予防的、肯定的に子どもに関わります。

#### (2) 職員の資質の向上と育成

- ・職員の資質向上を目指し、年間を通して定期的に研修会を開催します。(年4回)  
対人援助法等の専門性を向上させる研修  
階層別のニーズに合わせた研修
- ・外部講師を招いて施設内研修や児童相談所や専門家を交えての事例検討会等を実施し、児童への対応力や処遇の向上を養います。(年3回)
- ・年間研修計画を作成し、全養協や中養協が開催する研修会をはじめとして、児童養護に関わる機関の研修会に積極的に参加できるようにします。(各自最低年1回)
- ・自発的に入手した情報を基に希望する研修への参加も勧めます。
- ・専門書籍や文献等専門図書の購入を推進し活用できるように努めます。
- ・新採用職員が、スムーズに職になじめるように丁寧にサポートします。
- ・心身の不調の予防、回復を含めた人材育成を図ります。

#### (3) 人材確保

子どもたちへのよりよい養育を実践するためには、人材確保が急務です。そのために次のことに取り組みます。

- ・職員雇用の促進のために養成校と連携します。
- ・学生等のボランティアや見学の受け入れを積極的に進めます。
- ・施設見学会、仕事説明会の開催や参加および施設紹介のためのHP・リクナビ等での積極的な情報発信をします。
- ・非常勤職員やパート職員を積極的に採用し、正規職員との協力のもと子どもたちへの支援の充実を図ります。
- ・ハローワークで施設の直接紹介の機会をもらい、職員を募集します。

#### (4) 職員が長く働き続けることができるための職場環境の整備

子どもの成長に対して生きがいややりがいを見いだせるようにするために、

- ・養育の土台となる子どもと職員との継続した関係を大切にします。
- ・働き方を見直し、必要なところは改善するとともに、労働条件の向上を図ります。
- ・職員のメンタルヘルスケアに取り組み、心身ともに健康で働けるようにします。
- ・育児、介護をしながらでも働き続けられるよう労働条件の整備を進めます。
- ・チーム意識を高め、子どもとのやり取りや業務について、引継ぎを確実にすることに取り組みます。

#### 9 社会のニーズ、地域のニーズに応える取り組み

- ・社会福祉法人として、地域の多様なニーズを把握し、地域の子育て支援等、その責務を果たすべく公益的な取組を推進します。
- ・行政や民生委員、自治会等関係機関と連携し、公益的な事業を積極的に開拓します。
- ・地域福祉ネットワークや児童虐待防止ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等の専門会議に積極的に協力します。
- ・社会奉仕活動や地域の行事に参加することや慈童苑祭等に招待することにより、地域の方々とのふれあいを深めます。
- ・子どもたちが地域でできる小さなボランティア活動を進めるとともに見守り隊やPTA活動等にも協力していきます。
- ・地域や大学、専門学校からの支援ボランティアの受け入れや民生委員・児童委員、他区の行政機関、家族などの関係者の施設見学の受け入れを通じて、施設運営並びに苑児の活動状況を常に公開し、施設について理解を求めていきます。
- ・実習生を積極的に受け入れ、養成機関と連携し、充実した実習を行えるよう積極的に取り組みます。

#### 10 危機管理：安心・安全のための取り組み

職員の安全管理に対する意識を高めるとともに、子どもが安全・安心して活動できる環境づくりを行います。

- ・毎月1回避難訓練及び年1回消防署等立ち合いの避難訓練を実施し、実施後は必ず反省を行い、次の避難訓練に生かします。
- ・不審者対応の防犯訓練及び災害時救急のための救急法講習会（AED含）を実施します。
- ・危機対応マニュアルの中の災害時の対応について、見直しをし、実際に災害が起きた場合に的確な対応ができるようにします。
- ・災害発生時に必要な備品や食料品の準備備蓄状況を確認し、不足分の補充や期限



- 切れのものの買い替え等を適切に行い、災害時に使用できるようにしておく。
- ・ヒヤリハットの収集と分析により予測されるリスクへの適切な対応を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症への対策を徹底し、施設内感染を発生させないように努めるとともに、発生時対応のための備品の点検・整備・補充をしておきます。
- ・災害発生時後の施設の運営に関わるBCP（事業継続計画）の見直しをします。

#### 1.1 積極的な情報発信

HPやWAMNETにおいて経営状況の公表及び施設や行事の紹介等、定期的な更新を進め情報を積極的に発信するように努めます。

#### 1.2 外部機関との連携

- ・児童相談所との連絡会（年3回程度 各児相に分けて実施）
- ・小学校、中学校との連絡会（少なくとも年3回及び必要に応じて）
- ・高等学校との連絡会（年2回程度及び必要に応じて）
- ・ケース会議（支援会議）等で必要に応じて関係機関に協力を依頼します。

#### 1.3 「福井県社会的養育推進計画」に沿った取組

##### (1) 施設の小規模化・高機能化及び施設機能の地域分散化

- ・先行する地域小規模児童養護施設見学や研修し、運営の方法と本体施設のあり方や社会的ニーズに対応するための本体機能の活かし方などを探り、具体的な計画を立案します。（令和5年度末までに）

##### (2) 里親委託への取組

- ・福井県家庭養護推進ネットワーク（福さと）の一員として、里親支援専門相談員の設置し、フォスタリング機関として里親委託推進のため次のようなことに取り組んでいきます。

- ①啓発活動（ポスター展等）（年1回：里親月間に実施）
- ②里親制度理解研修（地域対象：年1回、職員対象：年1回）
- ③登録前実習受入（年3回：福さとの連携で実施）
- ④奥越サロンの開催（年6回程度）
- ⑤家庭生活体験事業（実施児童数：4名程度）

##### (3) 市との連携～地域支援のために

- ①市と連携し地域の子育てに関するニーズを把握し、支援の検討をします。
- ②要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と連携し、ヤングケアラー支援等要保護児童の支援に努めます。
- ③子育て短期支援事業の周知を図り、利用の促進に努めます。

### III 理事会、評議員会の運営

法人事業の執行及び施設経営に係わる重要案件の審議・決定に関わる機関として、理事会と評議員会があります。理事定員6名、監事定員2名、評議員定員7名です。

構成は学識経験者、地域代表者、行政相談員、民生委員・児童委員、青少年対策地区委員、税理士、施設長等からなっています。

年間数回会議を行い、事業計画、事業報告、予算決算、契約、定款・諸規程類の改廃、施設長の任免等重要案件を審議・決定すると共に法人事業の経営に対してのご意見、ご要

望をいただきます。

#### IV 施設管理

##### 1 事務関係

会計事務の仕組みが複雑に変化する中で、経理規程等に基づいた適正な財務管理を行います。

###### (1) 適正・的確な財務状況の把握と対応

ア 経理担当者の事務処理を適正に行うため随時実務研修へ参加します。また、月次報告の期限内調整により事業の執行状況や経理上の課題を的確に把握しつつ、予算の補正等の対応を適切に行います。

イ 財務状況の公表を継続していきます。(HP 及び WAMNET にて公表)

###### (2) 法人監事と税理士等による監査の受審

法人事業と理事会の執行状況について、年度末に監事監査を受けます。また、決算時に適正な財務管理と事業の執行状況の確認を行うため、財務の執行状況と決算調整資料を基に税理士等による外部監査を受審します。

更に、財務の執行状況について毎月末に税理士等による会計監査を受け、その指導・助言をもとにより良い財務管理を目指していきます。

##### 2 設備関係：施設設備の整備

###### (1) 施設設備関係

ア 給食関係設備の更新

イ ユニットでの電気器具の更新

ウ その他補修工事：築9年が経過し、さまざまな設備の不備が発生することも考えられます。万一、不備が発生した場合には、随時検討し取り組んでいきます。

###### (2) 備品関係

ア 備品購入予定

・児童用図書、研修用図書

・PCや洗濯機、冷蔵庫等の家電製品等は、かなり年数が経過しているため、故障した場合には、新たな購入を引き続き検討していきます。

イ 固定資産物品購入予定

###### (3) 災害対策

###### ① 避難訓練

ア 併設施設や春日野地区との合同で、様々な状況を想定した訓練を実施します。

イ 消火訓練を実施します。(初期消火・消火器の取扱いなど)

ウ 通報訓練を実施します。(消防署・併設施設・近隣住民)

エ 避難通路・経路の確認をします。

オ 火災報知設備及び非常ベル、非常通報装置の使用方法を習得します。

カ 火災発生時における各職員の役割分担を確認します。

###### ② 防災設備の点検

- ア 出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検します。
- イ 万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにします。(年1回避難訓練で実施)
- ウ 避難経路に障害物等がないことを常に確認します。
- エ 防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をします。
- オ 職員は、日常の養育環境を整備しておくとともに、日頃の養育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握します。
- カ 緊急時連絡用の掲示をします。

### ③ 非常食糧等の備蓄

中部児童養護施設協議会情報ネットワークが平成26年6月に導入されました。災害時には支援物資要請システムで相互協力体制をとるので、各施設の備蓄は必要最小限でよくなりました。

備蓄品については、随時賞味期限の点検をし、入れ替えをするとともに避難訓練時に備蓄品を活用した活動も取り入れ、災害時にスムーズに対応できるようにします。

### ④ 地元との災害時協力

平成22年11月、地元春日野町内会と偕生慈童苑が「災害時における相互共助の覚え書き」を締結しましたが、平成29年11月に改正し、改めて締結しました。

この覚え書きは、偕生慈童苑で火災が発生した際、春日野町内会と偕生慈童苑が相互に協力して苑児の避難、施設の復旧、後片付け等に当たることを目的としています。

この覚え書きを基に災害時の協力について地域と連携を進めていきます。また、地震が発生した場合、耐震仕様である当施設を地域住民の緊急避難所として使用については、子どもたちへの対応も考えながら、引き続き検討していきます。

## V 短期入所事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

児童家庭支援センターめぐみを窓口とし、偕生慈童苑職員と協力して受け入れ態勢の緩和をめざします。また、奥越各市の担当課や関係機関とも緊密に連絡を取り合い、受け入れを必要としている児童、家庭の把握にも努めます。

### (1) 短期保護事業（ショートステイ）

- ①内容：児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、養育・保護を行うこと。7日以内（今後期間の制限がなくなる予定です）
- ②児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童で、市長が必要と認めた者
- ③母子での利用の実施に向けて準備を進めていきます。

### (2) 夜間養護事業（トワイライトステイ）

- ①内容：児童を養育している父子家庭等が仕事等の事由によって帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、生活指導、夕食の提供等を行う。6カ月以内
- ②父等の仕事が恒常的に夜間にわたる父子家庭等の児童であって、市長が必要と認めた者。